

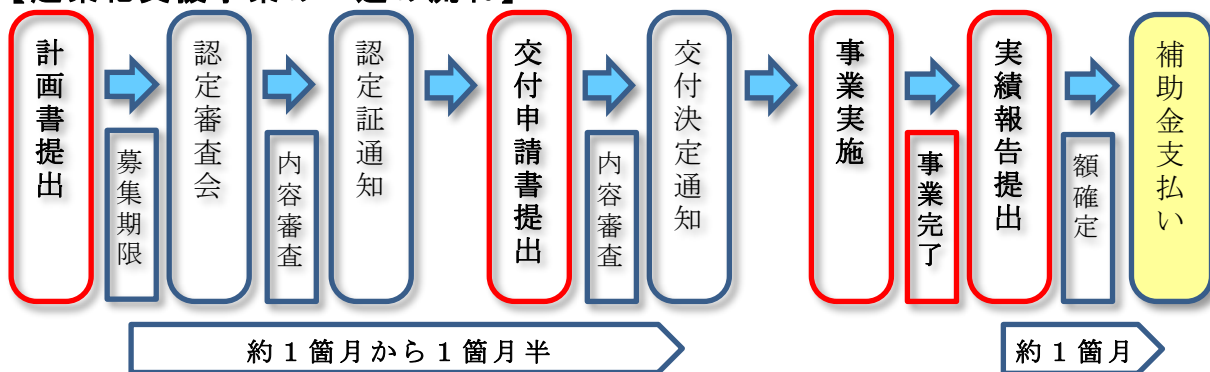
令和 8 年度南三陸町起業化計画第 2 次募集要領

この要領は、南三陸町起業支援補助金交付要綱（平成 22 年告示第 18 号、以下「要綱」という。）第 3 条の規定に基づき定めるものです。また、起業化計画の募集手続き等についてもこの要領に定めています。

本事業は、地域資源を活用した経済活動を行うための起業をしようとする者に対し支援措置（南三陸町起業支援補助金）を講ずることにより、産業の振興を図り、もって、地域の活性化と雇用の創出に資することを目的とします。

なお、支援措置を受けるためには、起業化計画の認定を受ける必要があります、その後の補助金交付申請となります。

【起業化支援事業の一連の流れ】



1. 起業化計画

1-1 応募要件（要綱第 5 条関係）

次の全ての要件を満たすことが必要となります。

- (1) 町内に事業所を有し、又は有する見込みの個人、団体又は法人であること。
- (2) 個人にあっては、町内に住所を有する者又は補助金の交付の申請を行おうとする日の前日までに町内に住所を有する見込みの者。
- (3) 中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 11 条に該当するフランチャイズ・チェーンに加盟していない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に関係しない者。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に該当する子会社でないこと
- (6) 事業を開始していない者又は既に事業を行っており、事業開始後

- 2年以内の者
(7) 町税等の滞納がない者。

1-2 応募手続き（第6条関係）

(1) 応募方法

起業化計画の募集に応募しようとする者は、「1-3 募集期間」に定める期日までに、応募書類を商工観光課商工業立地推進係に持参又は郵送により提出してください。

(2) 応募書類

ア 起業化計画応募申込書（様式第1号）

イ 起業化計画書（様式第2号）

ウ 完納証明書

エ その他必要な書類

① 新規に起業する事業所の位置図及び写真

② 起業化計画書（様式第2号）の3から6の項目については、独自で調製等されている資料があれば、それを添付してください。この場合、起業化計画書（様式第2号）の3から6に該当する項目への記載は不要です。

(3) 提出部数

1部

(4) 応募書類の提出先

南三陸町商工観光課商工業立地推進係

〒986-0725

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

(5) 応募に係る留意事項

ア 起業化計画書の提出に必要な費用は応募者の負担とします。

イ 提出された応募書類は返却いたしません。

ウ 応募書類提出後の内容変更は不可とします。

エ 必要により応募書類の内容については、関係機関に照会する場合があります。

1-3 募集期間（応募書類の受付期間）

(1) 募集期間

令和8年7月20日（月）から令和8年9月30日（水）まで

(2) 持参による応募の場合の受付時間

午前9時から午後5時までとします（ただし、閉庁日を除く。）。

(3) 郵送等による応募の場合の注意事項

- ア 募集期間最終日の午後 5 時必着とします。
- イ 表面に「起業化計画応募申込書在中」と朱書きしてください。

1－4 起業化計画の審査（第 3 条、第 8 条関係）

- (1) 審査にあたっては、南三陸町起業化計画認定審査会（以下「審査会」という。）を開催します。
- (2) 審査会においては、提出された起業化計画書及び応募者によるプレゼンテーションにより、(3) に定める審査基準に照らした総合的な審査を行います。なお、審査会の日程等は、応募者に別途、通知します。
- (3) 審査基準
 - ア 応募内容の地域貢献性
 - イ 応募内容の事業妥当性、事業実現性、事業継続性
 - ウ 応募内容の事業収支計画など

1－5 起業化計画の認定（第 3 条、第 7 条関係）

- (1) 審査結果の通知
 - 審査会終了後、採否を問わず、応募者に対して速やかに文書により通知します。
- (2) 補助金交付申請
 - 起業計画認定者は、支援措置（南三陸町起業支援補助金）を受けることができますので、申請書を提出していただきます。

1－6 起業化計画の公表（第 3 条関係）

起業化計画書が認定された場合は、その取組内容や成果等について、随時、町のホームページや広報紙等で公表する場合があります。

2. 起業支援補助金

2－1 補助対象事業（第 2 条別表 1 関係）

補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たすことが必要となります。

- (1) 新たに開始する事業であること（既に事業を行っている者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む。）。
※「新たに開始する事業」については、総務省にて公表している「日本標準産業分類」に照らし、総合的に審査します。
- (2) 地域の資源（人材、技術力、原材料等）を活用して行う事業であって、地域課題の解決等、町の活性化に資するものと町長が認める

事業であること。

(3) 継続が見込まれる事業であること。

(4) 下記事業に該当しないこと。

日本標準産業分類における農業、林業、漁業、金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）、不動産業、娯楽業のうち興行団、競輪、競馬等の競争業、競技団、遊技場、その他の娯楽業（マリーナ業、遊漁船業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業のうち政治、経済、文化団体及び宗教並びに外国公務、公務、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定されている風俗関連営業、その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

(5) 宗教活動、政治活動及び公序良俗に反する活動並びにこれらに類する事業でないこと。

※補助対象となる事業については、既に着手したものではなく、審査会にて、事業が認定され、その後の補助金交付決定後に実施する事業が対象となります。

2-2 補助対象経費（第2条別表1、第18条関係）

補助の対象となる経費は以下のとおりです。ただし、他の制度による補助金等の交付対象とした経費については除きます。

(1) 施設設備費

ア 事業所の整備工事、設備・機械の購入に要する経費（法人税法第2条第23号の減価償却資産の施設設備）

イ 土地、建物、設備・機械等の賃借に要する経費。ただし、対象期間は、12箇月以内とする。

(2) 雇用経費

雇用者（役員である者及びその家族を除き、雇用保険加入者に限る。）に係る人件費。ただし、対象期間は、3箇月以内とする。

※補助対象となる経費は、既に着手したものではなく、審査会にて、事業が認定され、その後の補助金交付決定後に発生する経費が対象となります。

2-3 補助額（第2条別表1関係）

補助対象経費のそれぞれの4分の3の額とし、当該4分の3の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2－4 補助限度額（第2条別表1関係）

一の個人、団体又は法人につき2,000,000円を限度とする。ただし、町が産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第4項の規定による認定を受けた創業支援等事業計画に位置付け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた者は、500,000円を上限に加算することができる。

2－5 補助金交付申請に係る留意事項（第12条、第17条関係）

（1） 添付書類

- ア 交付申請書（様式第2号）
- イ 同意書（様式第3号）
- ウ 起業化計画認定証の写し

（2） 補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部を返還することとなります。

- ア 補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して2年以内に許可なく営業を休止、又は廃止したとき。
- イ 補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して2年以内に許可なく当初の計画を変更したとき。
- ウ 補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して2年以内に許可なく営業を移転し、又は譲渡したとき。
- エ 個人の場合においては、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して2年以内に許可なく住所を町外に異動したとき。
- オ 虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

問い合わせ先

南三陸町商工観光課商工業立地推進係

電話（直通） 0226－46－1385

ファクシミリ 0226－46－5348